

平成 21 年 2 月 19 日(木)

環境省釧路自然環境事務所
北海道網走支庁環境生活課
斜里町環境保全課

知床五湖の利用のあり方協議会について

1. 検討の背景・協議会設置の目的

知床五湖地区では、そのすぐれた自然環境を将来にわたって維持しつつ、多様な利用者に適切な利用機会を提供していくことが重要な課題となっている。

このため、環境省、北海道、斜里町の3者は、平成19年8月から地域住民との意見交換を重ね、知床五湖地上歩道の利用のあり方を検討してきた。その結果、ヒグマの出没状況、植生の状況、利用者数を勘案し、利用期間をヒグマ活動期、植生保護期、自由利用期の3つの期間に区分し、の期間について、平成22年度から利用の調整を実施することが必要と判断した(資料2参照)。

これらの状況を踏まえ、今後、環境省、北海道、斜里町の3行政機関、同地区の公園管理団体、エコツーリズム推進団体、観光事業者、ガイド事業者、住民団体等、同地区の関係者が、円滑な実施協力に向けた合意形成を図るために、具体的な利用調整の計画等を検討する「知床五湖の利用のあり方協議会」を設置し、協議を行うこととする。

2. 検討事項・検討方法

協議会では、下記の各事項について合意形成を図りつつ、必要な協議を行い、その結果をもとに具体的な計画を作成するものとする。

なお、詳細事項については、協議会の下に特定の事項についての検討グループを構成する等の方法により効率的な検討を行うこととする。

また、専門的な助言を得るため、必要に応じて自然環境や自然の利用等に関する専門家や関係機関の参画を求めることとする。

[協議会における協議事項]

- ・ 知床五湖地上歩道の利用調整の運営体制
- ・ 知床五湖利用調整の詳細
 - 例) ヒグマ活動期における安全管理対策
 - ヒグマ活動期の引率者の認定方法・講習内容
 - 植生保護期に利用者に行うレクチャーの内容
 - 利用者の負担額
- ・ 利用調整の実施状況の評価と見直しの方法・体制

- ・知床五湖地区の施設計画
- ・その他

4．情報公開

会議は原則として公開で開催する。また、会議資料、議事録については、ホームページ等も活用して公開を行うこととする。

5．その他

利用の調整を行う担保措置として、自然公園法に基づく利用調整地区制度を用いることとする場合は、本会議は、「国立公園における利用の適正化を図るための計画について（平成16年1月14日環境省自然環境局長通知）」に基づく、「利用適正化計画検討協議会（仮称）」に移行するものとする。

（協議会構成員）

ウトロ地域協議会
ウトロ自治会
(財)自然公園財団知床支部
知床エコツーリズム推進協議会
知床温泉旅館組合
NPO 法人 知床斜里町観光協会
知床ガイド協議会
しれとこ・フォーラム 21
知床民宿協会
(財)知床財団
斜里バス(株)
(株)ユートピア知床
環境省釧路自然環境事務所
北海道網走支庁
斜里町